

令和2年4月3日

保護者の皆様

二宮町教育委員会

新型コロナウイルスに係る小中学校一斉臨時休業の延長についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日頃から二宮町の学校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに係る町内小中学校の一斉臨時休業により、児童生徒及び保護者の皆様にはご不便をおかけしているところですが、4月1日付けで文部科学省の「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、神奈川県教育委員会から、臨時休業の延長による感染拡大防止について協力要請がありました。

これらを踏まえ、二宮町と二宮町教育委員会との協議の結果、感染拡大の防止並びに児童生徒の安全を最優先事項として、町内の全ての小中学校（ことばの教室「そにつく」を含む）の一斉臨時休業を次のとおり延長することとしました。

保護者の皆様におかれましては、特に、次の事項へのご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休業となる期間

令和2年4月6日(月)から4月27日(月)

*今後の状況の変化により方針を変更することもあります。その場合は各学校より連絡します。

*期間中は、週1回程度の登校日を設定します。詳細は各学校より連絡します。

2 臨時休業期間中の学習指導について

児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、家庭学習のための課題等を出すなどの必要な対応を行います。詳細は各学校より連絡します。

3 各ご家庭での対応

- (1) 感染拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨をご理解いただくとともに、人の集まる場所等への不要不急の外出を控え、密閉、密集、密接をさけるようご指導をお願いします。
- (2) 毎朝、ご家庭でお子様の健康観察を行い、次回の登校日に各学校から配付される健康観察票へ記入してください。また、健康観察票は、登校日にお子様に持参させてください。万一、医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合や濃厚接触者としての疑いがある場合には、速やかに学校に連絡してください。
- (3) 新型コロナウイルスに関する情報や、症状に不安がある場合などの一般的なお問い合わせ先については、町ホームページでご確認ください。
- (4) お子様の心の健康面について不安がある場合は、町の心理教育相談員等にご相談ください。詳細は、町教育委員会までお問い合わせください。

4 臨時休業中の各校の対応について

各校からのお知らせをご覧ください。

教育部教育総務課

電話 0463-75-9261 (直通)